

相楽東部広域連合「学校・家庭・地域連携協力推進事業」実施要領

制定 平成28年 6月20日
教育委員会要領 第 2 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 文部科学省が定める学校を核とした地域力強化プランに係る学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱に基づき、相楽東部広域連合教育委員会が実施する学校・家庭・地域連携協力推進事業（学校を核とした地域力強化プラン）（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 「社会に開かれた教育課程」を実現し、いじめ・不登校への対応や「学校における働き方改革」を推進するためには、地域と学校の連携・協働体制を構築し、地域全体で子供たちの教育環境を向上させる必要がある。

本事業は、地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校である「コミュニティ・スクール」の導入や充実に向けた取組と、幅広い地域の方々の参画により、子供たちの豊かな人間性を育み、地域を創生する学校内外における活動である「地域学校協働活動」を一体的に支援することにより、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会を目指すものである。具体的には、コミュニティ・スクールを導入し、地域と学校が連携・協働し、地域住民等の参画による地域の実情に応じた以下の取組を有機的に組み合わせて、様々な活動を行う。

- (1) 学びによるまちづくりや地域課題解決型学習、地域人材育成、郷土学習等の地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図る取組
 - (2) 学習が遅れがちな中学生・高校生等を対象とした原則無料の学習支援（地域未来塾）
 - (3) 女性の活躍促進を阻む「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等に安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行う総合的な放課後対策支援
 - (4) 民間企業・団体等を中心として多様な経験や技能を持つ外部人材等の参画により、特色・魅力ある教育プログラムを企画・実施する取組
 - (5) 授業等における学習補助や部活動等の支援、花壇整備、清掃活動、登下校の見守り等の学校に対する多様な協力活動
- 2 前項に掲げる取組を通じて、子供たちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子供たちが安心して暮らせる環境づくりを推進する。

(実施主体)

第3条 事業の事務局を相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）に置き、事業の企画、立案及び運営は教育委員会が行うものとする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会教育関係団体等に委託することができる。

(対象とする子どもの範囲)

第4条 事業の対象とする子どもの範囲は原則として相楽東部広域連合立小学校・中学校の児童・生徒とする。また、内容により特に参加を希望する幼児・保護者等の参加を妨げない。

(地域学校協働活動の実施・運営と内容)

第5条 本事業における地域学校協働活動とは、以下の内容・機能を有するものとする。

- ア 学びによるまちづくりや地域課題解決型学習、地域人材育成、郷土学習、地域行事への参加、ボランティア・体験活動、学校周辺環境整備など地域と学校が連携・協働して行う活動
 - イ 学習支援員を活用し、学習が遅れがちな中学生・高校生等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組（地域未来塾）
 - ウ 放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動（放課後子供教室）
 - エ 民間企業・団体等を中心として多様な経験や技能を外部人材育成等の参画により、特色・魅力のある教育プログラムを企画・実施する取組
 - オ その他、地域と学校が連携・協働して子供たちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動
- 2 地域学校協働活動に当たっては、地域の実情に応じた仕組みの下に、無償ボランティアを含む地域の様々な方々の参画を得て実施するよう努めるとともに、地域学校協働活動の総合的な調整役を担う者（社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員若しくは地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う地域コーディネーター。以下、「地域学校協働活動推進員等」という。） 、協働活動支援員、協働活動サポーター、家庭教育支援員、家庭教育アドバイザー、土曜教育支援員、学習支援員や地域コーディネーター等を配置し、活動の充実を図ることとする。

(コミュニティ・スクールの導入に向けた活動の実施・運営と内容)

第5条の2 相楽東部広域連合立小学校・中学校に学校運営協議会を設置して、地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールの効果的な導入・運営方法等について学校・地域間で情報交換・情報共有を行い、総合的な推進方策について検討する。また、先進校視察や研修会等の実施による学校運営協議会関係者の資質向上を図る。

第2章 地域と学校の連携・協働体制構築事業及び組織

(運営委員会等)

第6条 様々な地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの運営方法等を検討するため、小学校区又は中学校区毎に地域の実情に応じて、地域学校協働活動やコミュニティ・スクールを推進する体制として「地域学校協働本部」及びそれに準じる体制整備に努める。また地域学校協働活動やコミュニティ・スクールを推進する体制を運営するため、運営委員会を設置する。なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

- 2 運営委員会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 事業計画の策定や、運営方針等に関すること
 - (2) 安全管理の方策に関すること
 - (3) 広報活動の方策に関すること
 - (4) ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等に関すること
 - (5) 活動プログラムの企画に関すること
 - (6) 実施状況の把握、相互の情報交換、研修等に関すること
 - (7) 事業の検証や評価等に関すること
 - (8) その他事業の運営のため必要なこと
- 3 運営委員会の委員は、次に掲げる者の中から教育長が委嘱する。
 - (1) 社会教育関係者
 - (2) P T A関係者
 - (3) 学校関係者
 - (4) 放課後児童クラブ関係者
 - (5) 児童福祉関係者
 - (6) 行政関係者（教育委員会、福祉部局及びまちづくり担当部局等）
 - (7) 学識経験者
 - (8) その他必要と認められる者
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の委員は前任者の残任期間とする。
- 5 運営委員会に、委員長1人、副委員長1人の役員を置く。
 - (1) 役員の選出は、委員の互選とする
 - (2) 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない
 - (3) 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する
 - (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する
- 6 運営委員会は、委員長が召集する。ただし、各年度の最初に開かれる運営委員会の招集及び委員長が選任されるまでの間の運営委員会の主宰は、教育長が行う。
- 7 運営委員会の事務は、教育委員会事務局において所掌する。

- 8 なお、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替する場合は、「運営委員会」を既存の組織等に読み替えるものとする。

第3章 運営体制

(地域学校協働活動推進員等の配置)

第7条 教育委員会は、地域学校協働本部に地域学校協働活動推進員等を配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、放課後児童クラブ関係者、保護者等と連携・協働しながら、地域学校協働活動を行うものとする。

(地域学校協働活動推進員等の選任)

第7条の2 地域学校協働活動推進員の選任に当たっては、社会教育法第9条の7を踏まえ、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者を委嘱することとする。

- 2 地域コーディネーターについても、地域学校協働活動推進員に準じて、適切な者を選任することとする。

(地域コーディネーター)

第7条の3 事業の実施にあたり、地域コーディネーターを配置する。

- 2 地域コーディネーターは教育長が委嘱する。
- 3 地域コーディネーターの任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 地域コーディネーターの職務は、地域学校協働活動の連携について各種の調整のほか、地域の実情に応じ、これまでの学校支援活動、放課後活動支援、土曜日の教育活動、家庭教育支援活動等を基盤として「支援」から「連携・協働」へ、また、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指し、地域学校協働活動が地域住民等の積極的な参画を得て、学校との連携・協働のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制として「地域学校協働本部」の整備に努め、活動間の連携を図るとともに、次の多様な活動を行う。
 - (1) 運営委員会に出席し、事業の運営に関し、必要な指導助言をすること
 - (2) 活動プログラムの企画・指導・助言
 - (3) 学校や関係機関・地域の団体等との連絡調整
 - (4) 放課後児童クラブとの連携について調整を図ること
 - (5) ボランティア等地域の協力者の確保
 - (6) 保護者に対する地域学校協働活動の参加への呼びかけ
 - (7) 活動スタッフとの連絡調整
 - (8) 地域学校協働活動の広報啓発に関すること
 - (9) その他地域学校協働活動の運営にあたり必要なこと
- 5 地域コーディネーターから辞退の申し入れがあったとき、又は任務の遂行が困難であると認められるとき、教育長は、委嘱を解くことができる。

(地域学校協働活動推進員)

第7条の4 事業の実施にあたり、社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員を配置することができる。

- 2 地域学校協働活動推進員は教育長が委嘱する。
- 3 地域学校協働活動推進員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 地域学校協働活動推進員の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 地域学校協働活動に関する事項について、教育委員会の施策の推進に協力すること
 - (2) 地域住民等と学校との間の情報の共有を図ること
 - (3) 地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行うこと
 - (4) 地域の運営委員会の求めにより、運営委員会に出席し、必要な指導助言を行うこと
 - (5) その他地域学校協働活動を円滑に推進するために必要なこと
- 5 地域学校協働活動推進員は、統括コーディネーター等と兼務することは妨げない。但し、兼務する場合は、活動の立場を明確に分けるものとする。
- 6 地域学校協働活動推進員から辞退の申し入れがあったとき、又は任務の遂行が困難であると認められるとき、教育長は、委嘱を解くことができる。

(統括地域学校協働活動推進員等の配置)

第8条 教育委員会は、地域学校協働活動推進員等を統括する立場として、統括地域学校協働活動推進員若しくは統括コーディネーター（以下「統括地域学校協働活動推進員等」という。）等を配置することができる。

- 2 統括地域学校協働活動推進員等は、域内の配置されている地域学校協働活動推進員等間の連絡・調整、地域学校協働活動推進員等の確保・人材育成、未実施地域における取組の促進等を図るものとする。

(統括地域学校協働活動推進員)

第8条の2 事業の実施にあたり、社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員を統括する統括地域学校協働活動推進員を配置することができる。

- 2 統括地域学校協働活動推進員は教育長が委嘱する。
- 3 統括地域学校協働活動推進員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 統括地域学校協働活動推進員の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 地域学校協働活動推進員等を統括する立場として、地域学校協働活動推進員等間の連絡・調整
 - (2) 地域学校協働活動推進員等の確保、人材育成を図ること
 - (3) 地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行うこと
 - (4) 地域学校協働活動の未実施における取組の促進を図ること
 - (5) 地域の運営委員会の求めにより、運営委員会に出席し、必要な指導助言を行う

こと

(6) その他地域学校協働活動を円滑に推進するために必要なこと

- 5 統括地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動推進員等や統括コーディネーター等と兼務することは妨げない。但し、兼務する場合は、活動の立場を明確に分けるものとする。
- 6 地域学校協働活動推進員から辞退の申し入れがあったとき、又は任務の遂行が困難であると認められるとき、教育長は、委嘱を解くことができる。

(統括コーディネーター)

第8条の3 事業の実施にあたり、統括コーディネーターを配置することができる。

- 2 統括コーディネーターは教育長が委嘱する。
- 3 統括コーディネーターの任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 統括コーディネーターの職務は、次のとおりとする。
 - (1) 地域コーディネーターを統括する立場として、地域コーディネーター間の連絡・調整
 - (2) 地域コーディネーターの確保・人材育成、未実施地域における取組の促進等を図ること
 - (3) 地域の運営委員会の求めにより、運営委員会に出席し、必要な指導助言を行うこと
 - (4) その他この事業を円滑に運営するにあたり必要なこと
- 5 統括コーディネーターは、地域コーディネーターと兼務することは妨げない。但し、兼務する場合は、活動の立場を明確に分けるものとする。
- 6 統括コーディネーターから辞退の申し入れがあったとき、又は任務の遂行が困難であると認められるとき、教育長は、委嘱を解くことができる。

(協働活動支援員)

第9条 協働活動支援員は、教育長が委嘱する。

- 2 協働活動支援員は、第2条に掲げる事業の目的を達成するため、地域学校協働活動を推進するための様々な活動の支援を行う。
- 3 協働活動支援員の任期は、委嘱された年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 協働活動支援員から辞退の申し出があったとき、又は任務の遂行が困難であると認められるとき、教育長は、解任することができる。

(協働活動サポーター)

第10条 協働活動サポーターは、教育長が委嘱する。

- 2 協働活動サポーターは、第2条に掲げる事業の目的を達成するため、様々な地域学校協働活動の実施に当たって、プログラムの実施のサポートや地域学校協働活動に参加する子どもたちの安全を管理するための見守りや事故等への対応を行う。
- 3 協働活動サポーターの任期は、委嘱された年度の3月31日までとする。ただし、

再任を妨げない。

- 4 協働活動サポーターから辞退の申し出があったとき、又は任務の遂行が困難であると認められるとき、教育長は、解任することができる。

（土曜教育支援員）

第11条 土曜教育支援員は、教育長が委嘱する。

- 2 土曜教育支援員は、第2条に掲げる事業の目的を達成するため、地域学校協働活動を推進するための様々な活動の支援を行う。
- 3 土曜教育支援員の任期は、委嘱された年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 土曜教育支援員から辞退の申し出があったとき、又は任務の遂行が困難であると認められるとき、教育長は、解任することができる。

（土曜教育サポーター）

第12条 土曜教育サポーターは、教育長が委嘱する。

- 2 土曜教育サポーターは、第2条に掲げる事業の目的を達成するため、地域学校協働活動を推進するための様々な活動の支援を行う。
- 3 土曜教育サポーターの任期は、委嘱された年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 土曜教育サポーターから辞退の申し出があったとき、又は任務の遂行が困難であると認められるとき、教育長は、解任することができる。

（学習支援員）

第13条 学習支援員は、教育長が委嘱する。

- 2 学習支援員は、第2条に掲げる事業の目的を達成するため、地域学校協働活動を推進するための様々な活動の支援を行う。
- 3 学習支援員の任期は、委嘱された年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 学習支援員から辞退の申し出があったとき、又は任務の遂行が困難であると認められるとき、教育長は、解任することができる。

（特別支援サポーター）

第14条 特別支援サポーターは、教育長が委嘱する。

- 2 特別支援サポーターは、第2条に掲げる事業の目的を達成するため、地域学校協働活動を推進するための様々な活動の支援を行う。
- 3 特別支援サポーターの任期は、委嘱された年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 特別支援サポーターから辞退の申し出があったとき、又は任務の遂行が困難であると認められるとき、教育長は、解任することができる。

第4章 地域における家庭教育支援基盤構築事業及び体制

(地域における家庭教育支援総合推進の目的)

第15条 地域のつながりの希薄化や家庭教育の環境が大きく変化することにより、家庭をめぐる問題が複雑化しており、社会全体で家庭教育支援の必要性が高まっていることから、すべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域において保護者が家庭教育や子育てについて学べる学習機会の提供、親子参加型行事の実施、相談対応など幅広く支援活動を実施することにより、家庭教育支援活動の核となる家庭教育支援チーム等の強化を図りつつ、地域における家庭教育支援の基盤を構築する。

(実施主体)

第16条 地域で支える家庭教育支援事業の事務局を教育委員会に置き、事業の企画、立案及び運営は教育委員会が行うものとする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会教育関係団体等に委託することができる。

(地域で支える家庭教育支援事業の内容)

第17条 本事業は、以下の内容とする。

(1) 地域人材の育成

- ① 家庭教育支援員等、子育て経験者や地域の多様な人材に家庭教育支援活動への参画を促し、支援活動の企画・運営、関係機関・団体との連携等を担う中核的な人材を養成する。
- ② 家庭教育支援員等に対して、家庭教育支援活動の現状や推進方策、地域の協力者の人材確保の方策等資質向上を図るための講義や他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るため研修や連絡・調整会議を実施する。また人材育成にあたっては、社会に支えられた親が社会を支える家庭教育支援員等へと循環していく仕組みの構築を目指す。

(2) 家庭教育活動の実施

- ① 学習機会の効果的な提供
 - ・就学時の健康診断や保護者会等の多くの親が集まる機会を活用した家庭教育に関する講座の実施等、学習機会の提供を行う。
- ② 親子参加型行事の実施
 - ・親子の自己肯定感、自立心などの社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、体験活動等のプログラムを展開する。
- ③ 訪問型家庭教育支援などの相談対応や情報提供
 - ・悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応を実施する。
- ④ その他
 - ・様々な問題を抱え孤立しがちな保護者が主体的な家庭教育を行えるよう、学

校をはじめとする関係機関と連携した訪問支援等、各保護者に寄り添った支援を実施する。

（家庭教育支援員）

第18条 家庭教育支援員は、教育長が委嘱する。

- 2 家庭教育支援員は、第2条に掲げる事業の目的を達成するため、地域学校協働活動を推進するための様々な活動の支援を行う。
- 3 家庭教育支援員の任期は、委嘱された年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 家庭教育支援員から辞退の申し出があったとき、又は任務の遂行が困難であると認められるとき、教育長は、解任することができる。

（家庭教育アドバイザー）

第19条 家庭教育アドバイザーは、教育長が委嘱する。

- 2 家庭教育アドバイザーは、第2条に掲げる事業の目的を達成するため、地域学校協働活動を推進するための様々な活動の支援を行う。
- 3 家庭教育アドバイザーの任期は、委嘱された年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 家庭教育アドバイザーから辞退の申し出があったとき、又は任務の遂行が困難であると認められるとき、教育長は、解任することができる。

（家庭教育支援体制の構築と組織）

第20条 地域の身近な小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員等を配置し家庭教育支援体制を整備する。

- 2 前項の体制を組織するため、家庭教育支援員等の地域人材を中心とした家庭教育支援チームの組織化を行い、活動拠点の整備促進を図りつつ、家庭や地域の状況に応じた支援のコーディネートを行う。
- 3 家庭教育支援チーム員（以下「チーム員」という。）は、次に掲げる者の中から教育長が委嘱する。
 - （1）家庭教育支援員
 - （2）子育て経験者等
 - （3）保健師
 - （4）保育士
 - （5）学校関係者
 - （6）児童福祉関係者民生委員・児童委員
 - （7）行政関係者（教育委員会、福祉部局等）
 - （8）学識経験者
 - （9）その他必要と認められる者
- 4 チーム員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の委員は前任者の残任期間とする。

- 5 家庭教育支援チームは、家庭教育支援チームリーダーが召集する。ただし、各年度の最初に開かれるチーム会議の招集及びチームリーダーが選任されるまでの間のチームの会議の主宰は、教育長が行う。
- 6 家庭教育支援チームの事務は、教育委員会事務局において所掌する。
- 7 なお、地域の実情に応じ、家庭教育支援チームに代わり得る既存の組織等をもって代替する場合は、「家庭教育支援チーム」を既存の組織等に読み替えるものとする。

(事業に携わる者の責務)

- 第21条 運営委員、地域学校協働活動推進員等、統括地域学校協働活動推進員等、協働活動支援員、協働活動サポーター、チーム員、家庭教育支援員、その他事業に携わる者、又は団体等（以下「事業に携わる者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、職務の遂行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 2 事業に携わる者は、直接又は間接的に知り得た個人情報を他に漏らし、又は知り得た情報を利用して政治、宗教、営利等を目的とする行為を行ってはならない。また任期が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5章 活動単位及び期間等

(活動単位)

- 第22条 地域学校協働活動の各活動の開設は、小学校区又は中学校区毎に地域の実情に応じて設定することとし、各運営委員会が地域の事情に応じて活動単位数を決定する。

(活動期間)

- 第23条 地域学校協働活動の各活動の活動期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、地域の実情や活動内容を踏まえ、活動単位毎に活動期間内において、実施日を設定する。

(実施場所)

- 第24条 地域学校協働活動の各活動単位の実施場所は、小・中学校施設、公民館等の社会教育施設、児童館等、安全・安心して多様な活動ができる場所で実施する。

(参加対象者)

- 第25条 地域学校協働活動の各活動の参加対象者は、原則として活動単位として設定されている児童・生徒とする。ただし、実施内容により参加対象者を広げて実施することを妨げない。また、実施内容により参加者を募り、定員を設けることができる。

(参加者の責務)

第26条 地域学校協働活動の各活動の参加者は、地域学校協働活動推進員等、統括地域学校協働活動推進員等、協働活動支援員、協働活動サポーター、その他活動の運営に携わる者の指示に従い、節度ある行動をとらなければならない。もし、それに反する行動をする参加者がいる場合は、その参加者についてその場から活動の参加を中断又は中止させることができる。

2 前項に反する行動に起因する事故及び前項の規定により活動の中断又は中止した後起きた事故については、当該参加者及び保護者は、一切の損害賠償を請求することができない。

第6章 保険及び損害賠償

(保険及び損害賠償)

第27条 事業の実施に関し必要な保険は、教育委員会において加入する。

2 地域学校協働活動の参加者及び事業に携わる者が活動中に事故に遭ったときは、保険の範囲内でのみ対応し、それ以外の補償及び損害賠償の請求は受け付けない。

第7章 地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの導入に向けた活動の実施に係る経費

第28条 地域学校協働活動の実施・運営及びコミュニティ・スクールの導入に向けた活動の実施・運営に伴い、第5条及び第5条の2に基づく地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの導入に向けた活動を行うために必要に応じて配置する、運営委員、地域学校協働活動推進員等、統括地域学校協働活動推進員等、協働活動支援員、チーム員、家庭教育支援員、家庭教育アドバイザー、学習支援員、協働活動サポーター等に対して、活動の対価として支払う謝金単価は、別表1に定めるとおりとする。

2 運営委員、地域学校協働活動推進員等、統括地域学校協働活動推進員等、協働活動支援員、チーム員、家庭教育支援員、家庭教育アドバイザー、学習支援員、協働活動サポーター等が地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの導入に向けた活動を実施するにあたり必要な交通費については、相楽東部広域連合に関係町村の条例を準用する条例に基づき支給する。ただし、通常活動を行う場所までの自宅からの交通費は、実施町村外の地域から学習支援員が支援活動を行う場合以外は、原則除く。

3 運営委員、地域学校協働活動推進員等、統括地域学校協働活動推進員等、協働活動支援員、チーム員、家庭教育支援員、家庭教育アドバイザー、学習支援員、協働活動サポーター等の資質向上を図るための各種講習、関係者との情報交換・情報共有を図るための研修及びその他地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの導入に向けた活動を実施するにあたり寄与すると認められる活動に必要な経費について、実費により精算し支払うものとする。

第8章 雑則

(要領の改廃)

第29条 この要領の改廃は、教育長が教育委員会に諮って行う。

(委任)

第30条 この要領に定めるもののほか運営上必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 1（第 28 条関係）

名称	単位	謝金単価	適用要件等
地域学校協働本部運営委員又はそれに準じる組織の委員	1 会議	6,000 円	定例会議あたり
統括地域学校協働活動推進員	1 時間	2,200 円以内	社会教育法第 9 条の 7 に基づく
統括コーディネーター	1 時間	2,200 円以内	社会教育法第 9 条の 7 を準用
地域学校協働活動推進員	1 時間	2,200 円以内	社会教育法第 9 条の 7 に基づく
地域コーディネーター	1 時間	1,480 円	社会教育法第 9 条の 7 を準用
協働活動支援員	1 時間	1,480 円以内	学校支援活動や放課後支援活動等の支援課活動内容に応じて、謝金単価上限以内で設定
協働活動サポーター	1 時間	930 円以内	
家庭教育支援チーム員	1 会議	6,000 円	定例会議あたり
家庭教育支援員	1 時間	1,480 円以内	保健師 OB、保育士、栄養士、臨床心理士、社会福祉士等子育て支援に関し必要な専門的な知識を有する者
家庭教育アドバイザー	1 時間	1,480 円	元教員、元保育士、民生委員、児童委員、PTA 経験者等、教育と福祉に理解があり、教育や福祉分野での活動実績を有し、保護者への相談対応等を行う者
学習支援員	1 時間	2,200 円以内	対象事業は、地域未来塾事業のみ 教師・教師 OB・教員免許取得者
土曜教育支援員	1 時間	2,200 円	
土曜教育サポーター	1 時間	740 円	
特別支援サポーター	1 時間	1,480 円以内	特別な配慮を要する子どもたちを対象として地域学校協働活動をサポートする者